

第 50 号議案

損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

2 事故の概要

令和 2 年 10 月 13 日午前 9 時 45 分頃、豊後大野市役所先路上において、市職員が職務
上市有自動車を運転中、相手方車両に衝突し、損害を与えたものである。

3 損害賠償額	1,280,480 円
上記金額の内訳	
(1) 治療費、休業損害、慰謝料等	374,894 円
(2) 車両修理費、代車費	905,586 円

令和 3 年 5 月 6 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

損害賠償の額を決定し、和解したいので、この案を提出するものである。